

第18回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会

議事録

[日 時] 平成25年1月28日(月曜日) 13:00~15:00

[場 所] 八重洲富士屋ホテル 5F「かりんの間」

[幹事団体] 日本矯正歯科協会

[出席者] (敬称略)

日本矯正歯科学会(日矯): 五十嵐一吉、齋藤 功、居波 徹

日本成人矯正歯科学会(成人): 武内 豊、佐藤元彦、松野 功

日本矯正歯科協会(協会): 原 省司、和島武毅、星 隆夫

【報告事項と確認事項】

- ・ 第16回、17回議事録の確定

日矯: 17回の協会の発言の一部の削除を希望する。

協会: 矯正歯科の標榜の認可と認定医制度は日本の矯正の歴史を振り返った時に大変重要な出来事であり、今の私達の矯正のシステムに多くの影響を及ぼしているということは間違いない。そのあり様によっては、場合によってはこのような三者懇も必要なかったこともあり得た。ただそれをどう評価するかは個人なり団体によって異なるので当会の発言の一部を議事録から削除するという構わないが、影響を及ぼしてきたという事実は事実だということは改めてお話しさせていただく。

さらに付け加えると、この懇談会で主テーマとして扱っている専門医制度だが、これも非常に大きなテーマである。これがどうなるかによって、今後の日本の矯正界を左右する大きなテーマであることは間違いないと認識している。

【協議事項】

- ・ 矯正歯科領域の専門医制度に係る第三者認定機構(仮称)の設置について

協会 : 2012年6月22日に日矯の後藤理事長から、「矯正歯科領域の専門医制度に係る第三者認定機構(仮称)の設置について」の以下の3項目からなる回答があった。

1、『日本矯正歯科学会としては、現状では日矯の専門医審査の制度に他の2団体も参加していただいて一本化することが、国民目線からしても最も好ましいと考えている。よって「第三者認定機構（仮称）」の設置について試案に則った具体的な検討を行うことは現時点では時期尚早と考える。』

2、『三団体が厚労省の定める9項目の外形基準を満たしているとの前提で、その確認を行わないままに上記の第三者認定機構設置の検討を行うことは問題があると考えられるため同意しかねる。』

3、『今後の進め方については、次回以降の懇談会において検討することを要望する。』

今回の議題はこの3つの回答に則って協議を進めていきたい。

まず一番大きなところとして、日矯としては第三者認定機構の設置を行わないで、学会内部で現在日矯が運営している認定制度の中でやりましょう、ということだが。

日矯 : 現状ではそう考えている。

成人 : できれば第三者機構を設置していくことを考えているが、仮に百歩譲って日矯の中に入るとした時に、今それぞれの学会で認めている専門医についてはどのように扱っていくかに対しては日矯側から一切回答をいただいていないので対応の仕様が無い。また、今の医科の流れもそうだが、もう各学会が認めるという方向ではなくて、第三者機構で認めていこうというのが大きな流れになってきている。そうすると、今日矯がやろうとしているのはある意味ではその大きな流れに対して逆行する部分もあると思うので、第三者機構でいく方がいいだろうというのが基本的なスタンスである。

協会 : 専門医制度は公の制度になるので、誰のための制度かというところを考えていかねばならない。社会から信用される、或いは社会からの評価に耐えうる、治療の質も担保された制度を作らなければいけない。そういう考えからすると、日矯の中でやるということは無いし、あり得ない。

日矯 : 日矯学会としても、このまま外部の評価認定機構を置かずに、日矯の内部で全て専門医の審査・認定をしていくことが将来像として望ましいとは考えていない。ただ現状として、この三団体だけで評価認定機構を外部に作るということは時期尚早だという意味の回答である。将来像として日矯学会の中に専門医制度全てを置いておくということが望ましいとは考えておらず、実際検討を始めているところである。

成人 : ここの三団体だけではなくて、矯正医会なども含めて矯正に関わる色々な団体が参

加していくことは望ましいとは考えるが、この懇談会が礎になる会議だという話だったはずである。

それから、時期尚早と言うが、毎年専門医の認定は現実に行われていて、それを受けようとしている若い先生達もいるにもかかわらず、これが5年も決まらないということはおかしい。何年にそれをやるとか、ある程度具体的なものをきちんと明確に皆さんに伝えるというのは、ここで話している私達の責任だと考える。

日矯 : どうしてこの三団体で第三者認定機構を設置することに同意できないかという理由が2番目にある。外形基準を満たしているという前提で試案をまとめて、満たしていないことが明らかになった時点でその団体はこの機構から脱退する内容になっているが、その前提で進めるということはやはり無理があるということ。この話を進める第1歩として、外形基準をそれぞれが満たしているという確認を行うことは重要な前提になると日矯学会は考えている。そこを進めていただきたいというのが日矯の提案である。

以前の懇談会の中で、申請書類を厚生労働省に提出して受理されているという発言が協会からあったが、厚労省に確認すると、書類を受け取ってはいるけれどもそれは受理という形にはなっていないという。だからそこをもう一度それぞれが確認すべきではないかというのが日矯学会の考え方である。

ちなみに矯正学会は12月1日付で公益法人化したのが、それを機に日本歯科医学会に公益法人化したのを受けてもう一度専門医制度に関する申請の書類を提出している。

協会 : 厚労省に受理されていたら協会の専門医制度が厚労省に認められたことになるからそれはない。厚労省には事前に内容を確認してもらいながら申請書類を準備し揃えて提出している。それで厚労省側から、外形基準を満たしている3つの団体で話し合いなさいということで始まったのが第1回。そこから始まったのがこの懇談会である。だからお互いに資格を云々ということであれば、その書類をここに持ってきて開示すれば済むことじゃないですか、ということである。

それと今の話からすると、日矯学会は歯科医学会の方に申請をしたということであれば、厚労省の医政局の方には申請はされていなかったという認識でいいのか。

・ 広告の出来る専門医制度の申請と厚労省担当者の招聘

日矯 : 専門医制度を可能とする方法とその団体として申請をするルートとして、日本歯科医学会の専門分科会が日本歯科医学会の方に直接申請をする。そうでない団体は厚労

省の方に書類を提出して、厚労省が日本歯科医学会に諮問をし、日本歯科医学会が答申をして、それを受けて厚労省が判断をするという二本立ての流れになっていると思う。日本矯正歯科学会は元々日本歯科医学会の方に申請書類を出して、そちらを出したということなので、もちろん厚労省の方にもこういう書類を出しましたということになると考えている。

協会 : 2007年にこの懇談会がスタートした最初の段階ではどういう状況だったのか。

日矯 : 日本歯科医学会の方に申請書類を出していると思う。

協会 : 今2つのルートがあるといったが、それは本当に間違いないのか。

許認可するのは厚労省であり、厚労省は書類の申請を受け付けた段階ですぐに認可するわけではなく、関連の団体に諮問する。その1つに確かに日本歯科医学会もあるが、他にも日本歯科医師会もある。それゆえ日本歯科医学会が単独で厚労省の専属の窓口となり得るのか？ 事実、補綴学会、保存学会、顎関節学会とかインプラント学会からも申請が出ているが、厚労省から諮問を受けた日本歯科医学会は大丈夫だと認めたが、日本歯科医師会が認めずに結果として認可が却下されたことがあった。そのことからしても日本歯科医学会が窓口となり得るのか。

日矯 : なり得ると認識しています。

日矯 : 例えばこの懇談会の場に厚労省の担当者に来てもらって、それで、今までの状況、これまでの経過を説明して、厚労省の方からアドバイスをしてもらおうということもいいのかなと思っているが、どうか。

成人 : 前から厚労省の方に一度来てもらってやりましょうかという話は出ていましたから、それは大いに結構だと思います。

協会 : 過去の議事録にもそのように載っていました。

ただ、この三団体で5年前から議論してきて、ひとつにまとまったら認可しますということで話があったにもかかわらず「まだまとまっていません」となると、「では矯正歯科では専門医はだめなんですね」という風に打ち切られることにならないのかと懸念します。

日矯 : どこの団体だって専門医を作りたい、ちゃんとした社会に認められる専門医をという

ことでやってきているのはいままでの議事録を見れば当然分かるので、きちんと経緯を説明するなどの話し方はあると思います。

・外形基準を満たすかどうか

協会 : この場は専門医制度に係る懇談会なのですが、それよりも前に、日本で行なわれている歯科矯正の臨床の質が高くなって欲しい、きちんと患者さんが安心して受けられるような環境にしたいということがあり、これを前提として専門医制度はどのようにあるべきか議論するというのが基本ですよ。

そのため、日本の矯正歯科の医療に責任を持つという立場で物事を発言していくべきだと思うんですね。それが前提なんですよ。ところがいつの間にか外形基準だとか、そういう部分ばかりここで話をされているので、それはちょっと本意と違うのかなというのはずっと思っていました。

日矯 : 外形基準が9項目あるけれど、人数のこととか色々ありますけれど、患者さんにとって分かりやすいシステムで専門医が選択できるというのが1つだけ、もう1つは若い矯正歯科医をどのように育てるかということをやはり1番に考えているわけなんですね。それに対する基本研修というのも我々はこの何年間かをかけてきっちりやってきたという自負もある。外形基準は人数のこととか会計帳簿のことだけを言っているのではないということも御理解いただきたいと思います。また、きっちりとした枠でのカリキュラムを決めてやっていくというのは制度としては大事かと思います。それがひいては信頼できる、国民にとっての担保にもなります。だから基本研修をきっちり受けるといってもやはり大事だと思います。そこに入れなかった人のために、日矯はパイパス制度というのを5年間続けてきて、そのためのフォローをしてきたという実績もありますので。一応やるべき手は今までに尽くしてきたかなという気はします。外形基準という大枠をきちんとすべきだというのは、総会でも皆賛同をしてもらったと解釈しています。

成人 : 会の進め方として、他の2団体の外形基準がきちんと通ったとしますね。そうしたらこの会は存続するし、存続するというのはこの三団体での第三者認定機構ということ話し合うことができるということでしたよね、もしそれが通らなければ、ここで話し合う第三者認定機構の話は無しになるわけですよ。そうしたらここで何を話し合うかということになりますよね。もうどちらかしかないですよ。だから外形基準を認める形でいくか、それがなければ決裂と。

・専門医制度の早期の設立を目指すには

成人 : 基本的にこの団体で話し合うことは、厚労省から委託されて、三団体でまとまった結論を出してくれば厚労省は認めますよということで、社会的要請に応じて早く矯正歯科の専門医制度を作ることだと思うんですよ。今9項目の外形基準を云々ということとか、日本矯正歯科学会だけに入ってやってくれということをお願いしていると、なかなかまとまらないですよ。時間がかかるしかないですよ。だから時間がかかってもそういうことが満たされない限りは、いつまで経ってもまとまらなくてもいいんだという風に日本矯正歯科学会さんの方としては思って色々な提案をされているんですかね。3つの団体で話し合っているとしたら、1つの団体だけに全部入ってやってくれという提案は通常は有り得ない話ですよ。お互いに歩み寄って話し合うというのが普通はある話ですけどね。ですから今は早く矯正歯科の専門医制度を作ってくれというのが社会的要請だし、またそれにあまり時間がかかると厚労省自体がそういうことを認めなくなるという可能性もある今の社会的情勢ですよ。

成人 : それぞれの団体で専門医として輩出している人達は時間の経過があればある程多くなる。その人達の問題ですよ。そこも含めてやはり1本化というか、日本として1つというのがすごく必要なことだと思うんです。どういう形にするかを話しているのはここだと思うし、1本化という形で考える。それから2020年ですか、WHOも日本でありますよね。それに備えてこれを相談している間にそっちに備える時間に使ってもいいわけだし。日本の矯正ということでまとまってやっていくということはすごく必要なことだと思うので、そっちの方向に少しでも動いてくださればという気はするんですけどね。

成人 : 例えば今現存の色々な団体の専門医がいて、当然レベルも違う。その人達は必ず更新を受けるわけですよ。その更新のところで同じ基準でいこうという考え方です。一時的にはちょっと増えるかもしれませんが、そこで落とすしていく。こ同じ基準で日本の1つの専門医としてやっていく。それが何年かすれば1つになりますよね。それを今から長い時間をかけて決めなければ決めないほど、その更新で1つになる時間も増えていくわけですよ。だから早くした方が早く統一ができると思うんですけど。

成人 : 過去も大事だし現在も大事なんですけれど、将来の方がもっと大事だと思うんですよ。そうすると多分今専門医を目指している方達も「これから先どうなるのかな」と専

門医に対して色々な意味で不安を持っていると思うんですよね。そういう意味ではある程度早めに何らかの形でスタートしていった後で修正するとかということがあればそれをしていく。5年経ち、10年経てばもうきれいになると思うんです。今は仮に色々問題があるかもしれませんが、小異を捨てて大同に付くじゃないですけど、大きなところを狙っていけば、多分どこかで収束するところがあると思うんです。多分制度が変わる時って必ずそうだと思うんです。色々なものの歪みがあって、そういうものを皆が何か大人の考え方というか知恵で、何とかまあとやってみて、その5年10年の中で1つのものがクリアになってくるということだと思うんです。

日矯 : 成人さんからご提案のあった、とりあえず三団体がそれぞれ持っている専門医制度のもとで専門医を持っていられる先生をまず専門医として広告可能な状態で認めてしまっ、更新の段階でふるいにかけてというアイデアです。日矯学会としては、仮に更新の時にふるいにかけてられるとしても、それまでの何年間かはやはり専門医として広告可能な状態になってしまうわけで、それはちょっと看過できないなという考え方です。それは前にもお話した通りですけども、協会さんは成人さんの提案に対してどう考えていらっしゃるのでしょうか。

協会 : それしか方法は無いでしょう。色々なやり方はあると思いますが、とにかくスタートを全部同じにして、全てレベルを揃えていくというのは困難です。三団体違いますから違うのは当たり前です。それは良い悪いじゃないです。それを最初から全く一緒にしていくのは今までもできていないわけですし、難しいですよ。だから、3年から5年というスパンの中で収束されて統一していく。それで5年くらいしたら1つのきちんとしたものが形として出来上がるというのが一番現実的なのかと考えます。

・ 次世代のための専門医制度

協会 : 理想は分かりますよ。全員が全て同じで開始できればそれは理想的で良いでしょうけれど、それはあまりにも現実的ではない。何度もお話しているように、もう待った無し状況だと思います。これは5年とか10年かけてやる話ではないです。本来であればタイムスケジュールも決めてやらないと。先程話が出たように、これは誰のためにやるのか。もちろん患者さんのためでもありますけど、今の専門医を取っている人達のためではありません。これから専門医を取ろうとしている若い先生方のために作る仕組みです。これからの若い人達のために今現役の私達が道筋を付けるという理念ですよ。

日矯 : 良く分かります。

協会 : 今の専門医を取っている先生方はおまけと言ったら失礼ですけど、それはそれで色々知恵を働かせてやっていけばいいことなんです。これから専門医を取ろうという先生方がこの制度で専門医を取りたい、これを取ることで良い医療ができて社会に貢献できるという、そういうビジョンを示さないで将来は無いんじゃないでしょうか。実際に日矯さんの専門医でも受験される方が激減していますよね。どんなにここだけでいろいと話し合ってももう相手にされなくなってしまう。社会に相手にされないだけじゃなくて、自分達の同僚や仲間に相手にされない。特に後輩や若い先生方が相手にしない。もう素通りですよ。だから何とか現役の当事者である私達が知恵を出し合って、きちんとしたビジョンを示していかないと終わってしまうんじゃないかと危惧しています。これは開業医レベルだけではなくて、矯正そのものがレベルダウンした時には、矯正を学ぼうとする人まで減ってきますからね。

日矯 : それは十分かっています。

協会 : 多分大学でも減ってきているんじゃないかと思うんです。歯科医自体になろうという人が減ってきているというのもありますけど、これは矯正界全体の危機として捉えていけないといけないと思います。

日矯 : もちろん危機感をもってやっています。認定医の質を担保するためには、申請の段階で自分自身が担当するある程度の患者数確保が必要であることから、認定医申請に必要な患者数を規定しています。基本研修機関実態調査では、大学ごとに年間の新規患者数や来院患者総数を報告してもらっています。また、技術面に加えどのようなことを学ぶべきかといった知識の部分についてさらなる質の向上を図ろうと、大学の先生達が集まって現行の基本研修到達目標およびカリキュラムの見直しを開始しています。大学としてもできるだけ良い方たちが矯正の研修にリクルートされてくるよう努力していくことが必要であり、矯正歯科医になるための研修に新しい方たちが来ていただかなければ矯正界の衰退に繋がってしまうとの懸念を持っています。

協会 : いまこの会で話し合っている広告のできる専門医というのが仮にできたとしても、それで全てが解決するわけではないです。これは単なる第一歩ですよ。

日矯 : 一つの足がかりですね。分かります。

協会 : 広告ができたからうまくいくんだというわけじゃないですよ。第一歩にもかかわらず、その手前で止まっています。もちろん若い人の教育というのは大学が主になってやっていますからそれは重要だし、その先の専門医とかの道筋がきちんとできて、そこでも上手く進んで行ければ、こんなに良いことはないですよ。

・既存の認定された専門医の扱い

成人 : 先程日矯さんが、新しい専門医制に既存の専門医を入れるとレベルが一時的に下がってしまう危険があるとおっしゃいましたが、それに対処するひとつのやり方の提案です。例えば新たに第三者認定機構ができて、既存の専門医がそっちに移行する時にはそのまま更新まで待つとおっしゃっていましたが、移行する時には必ず1症例でも2症例でもいいから出させて、パスしなければ新しい専門医は取らせない。まず新たに移行する時にそれなりに審査を受けさせる。その審査症例が駄目な場合はもう1回来年審査を受けてもらう。それでOKになったら移行するという方法だってあると思うんですよ。ただ漫然と待っていて質がどうこうというのではなくて、色々な知恵とか方法があると思います。違うところから行くわけですから当然試験はあっていいと思うんですね。早く一本化していくということを考えればいろいろな知恵があると思います。

日矯 : まず新たな第三者認定機構ができたとして、具体的に今の三団体の専門医をそこが全て新たな専門医としてまず認めるということをやった場合に、今の成人さんのお話もふるいのかけ方の1つのアイディアとしていいと思うんですけど。協会さんからもそれしかないでしょうということが発言されましたけど、いかがでしょう。

協会 : それは過去において山ほど時間をかけて話し合いました。それは今ここで考えるのではなくて、結局第三者機構に集まった新しい人達にお任せしてもいいわけですよ。ここまでの話は過去においてかなりの時間を使って、割いて、繰り返されてきています。

成人 : 別にここにいる人達が第三者会になるわけではないですから、新たな機構がそういうアイディアを出してそういうのを作るという考えですね。

協会 : 結局移行をするやり方については、優秀な人がたくさんいるわけですから、その人達がきちんと相談してやって貰えばいいんじゃないですか。そういう話し合いはかなりの時間割いて、過去に幾度となくされていますので。

日矯 : この場で話すことではないというお話だったんですけど、日矯学会の中では、その

案に関してはやはり了とすべきではないという意見が多いんですよ。その危惧に対して例えばこういう提案がありますということを示さないと、学会の中の意見をまとめてくることができないと思うんですよ。そういったアイデアというか案をお持ちだったら出していただきたい。

協会 : それは難しいですよ。

成人 : 前の話で、ここではある程度大きな方針を立てておいて、それが決まったら後は実行委員会みたいな形で、また別のものでもやりましょうということじゃなかったですか。

協会 : そういう形もありますよ。

成人 : その時に場合によったら、例えば矯正医会の方とか今入っていない色々な方達にも入っていただいて、より具体的なことを考えていきましょうという話ではなかったですかね。

・研修医制度

成人 : 思い過ぎかもしれないんですけど、日矯学会さんとしては、研修医制度を他の団体は揃えられないだろうという風に思い込んでいる部分があるんじゃないかなという気がするんです。うちの方はもう研修制度はそれなりにできていますから、必要ならいつでも提出できますしね。ですからそれとあとの2団体を排除できるという風な誤った考えを、もしどなたか持っておられるようだったら、そんなことはないと言われていた方がいいと思います。研修制度を提出できないことはないですから。

日矯 : 専門医を取るまでの研修システムですか。

成人 : そうです。

日矯 : 学校を卒業して臨床研修歯科医になって、卒後2年目の人からという感じですか。

成人 : 2年目というか、要するに専門医を取るまでのプログラムというのはそれなりにできていますから。それは皆が見て十分納得するものかどうかは別として、少なくとも提出はできるということです。

・三者懇談会の今後の進め方

協会 : 3時を過ぎました。

医科の流れからすると、私たちが仮にまとまって申請したとしても、ひょっとしたら医科の方がこういう風に動いているから、歯科の方はもう認められませんかということになるかもしれない。それくらいすごく切迫した状況だと思います。もう5年前とは全然違うと思うんです、それは多分皆さん分かれていると思いますが。だから本当にまとまってやって行きましょうというようなものでないとだめですよ。それを日矯の中でやらないと駄目だとかいう風になってしまうと、もうまとまりっこないですよ。ですから、それがまとまるように、日矯学会さんも本当にどうやってまとめていくかという方法をよく将来検討委員会とかで検討していただきたい。大学は大学で研究、教育、臨床はすごく大事ですし、僕らも臨床家として外での臨床を担っています。それら皆が一致団結して、2020年のWFOもあることですので、アジアが1つにまとまって前に進めるように皆でやっていきませんかというところだと思うんです。

最後に、今後の進め方についてですが、次回以降の懇談会で検討することを要望すると日矯からの回答にありましたが、今後どうしていくかということについて日矯さんいかがですか？

日矯 : そうですね・・・。成人さんの方から提案があつて、協会さんもそれに賛同された今の専門医をまず合同の専門医として認めると。第三者認定機構が認める専門医として認めて、まず広告可能な状態にする。更新の段階、或いは機構への移行の段階でふるいにかけるというアイデア、案が、日矯として飲めるか飲めないか。もし飲むんだったらそのための条件というか、何かそれに付随する問題点等を日矯の方で検討するということなんでしょうかね、今日の話の流れをまとめてみると。

成人 : そういう形で日矯学会さんも認めるのであればそれが望ましいと思うんですけど、多分それは今までの経験からすると日矯学会の方としては認めないと思うんですよ。だから今専門医になっている人達がもう一度症例を出し合う。出し合ってお互いに審査をし合うという、お互いにというか共同の委員を出し合っって審査をするということについて、日矯学会さんもまず賛同しないと、なかなか難しいと思います。

日矯 : それは第三者認定機構が審査をする。

成人 : 第三者認定機構というか、或いはそれぞれの団体が出し合った認定委員で審査をするというか。だから私が思うには、それぞれ不十分だと言うのであれば、もう一度症例を出し合って審査し合うほうが公平じゃないかと思うんですけども。

日矯 : 昔も議論されていましたが、議事録を拝見すると。委員の人数の問題で少し頓挫したというのが。人数は決まってからじゃないと。

協会 : 次回以降をどうしましょうか。今日の協議を受けて、まだ建設的なディスカッションが次回以降できれば当然やっていくべきだと思いますが。

成人 : やることはやった方がいいと思いますけどね。

日矯 : 懇談会自体は継続の方向で賛成です。今日のお話の論点というか、問題点というか。それぞれの団体として、何をどう検討して、何を協議題として次の懇談会に臨むべきかというのがちょっとまだ整理できていないところがあるんですけども。今日の協議の結果を持ち帰って、議事録をまとめていく中で次回の懇談会の協議事項を整理していけばいいかなと思います。

・次回 第19回会議の日程について

この後、次回の懇談会の日程に関して調整をおこない、日矯の総会(2/28)終了後にできるだけ早く(3月~4月の月曜日)開催することを申し合わせて閉会とした。

幹事団体は日本矯正歯科学会

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年9月25日(水曜日)

日本矯正歯科学会

日本成人矯正歯科学会

日本矯正歯科協会

五十嵐 一 
松野 功 
和島 邦毅 